一、此問題ニ関シ移転者ノ出来ナイヿ、
代表者ハ会社ト結局種々折衝ヲ重ネルモ都市大体ニ於
交渉ヲ見ヌ乍、争議ニ関シ移転者ノ出来ル迄ノ件
ニ就キ双方ノ意見ノ一致ヲ見ズ争議側ガ何レモ引揚ゲ
ヒトシテ際移転補償ノ談合ノ調停ニ依リ十二日
セル事件ニヨリ円満解決ス。
一、臨時従業員ノ部
1、森人ヨリ退職セシメザルヿ
2、所定夫婦三十五円ノ手当支給ノヿ（三百円）
3、二月以降禁止、
4、従業員ノ採用ハ従業員ニ申達シカサセルヿ、
5、従業員ノ解雇ハ労働委員会ニ提出スヿ
6、公休日ヲ二日制定セシメントスル従業員モ全様ノヿ

7、争議期間中従業員ノ賃金ヲ保障、
8、移転者ノ件ハ前ニ同ジ、
一、プラント従業員ノ部、
1、旅費支給ニ二千円迄ノ保障、
2、移転後三ヶ月間保障ヲ支給ノヿ
3、転勤従業員ハ一ノ退職手当解雇手当ヲ支給スヿ
ヿ、
5、新制ヲ出来ル迄ニ保障
6、移転者ノ件ハ前ニ同ジ。
⑨雨宮乗合運送業移転外二三ノ名（二、六 — 二、一〇）
所在地、岐阜市加納村
労働者、十四名ノ内（四廿二名名）